



平成 27 年 12 月 11 日

飯山市教育委員会
市民学習支援課長 様

長野県文化財保護指導委員

住所 飯山市旭 2500-8

氏名 望月 静雄



飯山市指定文化財について (通知)

このことについて、市町村指定文化財は職務対象外ですが緊急を要するものと思われ
ますので、文書により通知します。

記

1 対象文化財

西大滝のエノキ
三桜神社のブナ

2 緊急を要する事項

いずれも枯死あるいは枯死に近い状態であり、所有者に適切な指示を行うとともに、行政事務処
理を速やかに進める必要がある。



西大滝のエノキ

今年の春、芽吹きをしなかったと
のことであり、現状を見る限り枯
死したものと考えられる。



管理は所有者が行うことが明記
されているが、道路沿いでもあり
倒壊すれば危険であるので所有
者に勧告することが必要か。

市とすれば、早急に文化財保護審
議会が現地確認し、枯死が確認さ
れれば、指定解除に向けた手続き
が必要と思われる。





三桜神社のブナ

4本のうち、東から最も太い1番目、および4番目のブナが枯死する可能性がある。

1番目のブナ 腐れが入りキノコが生えている。



4番目のブナの木の間 キノコが生えている



ブナの木の間は、雨水や空気が入りやすいようにスポンジ状になっている土壌が望ましい。現状は、踏み固められている。

◎柵を設置して根元を踏みつけないようにする。

◎根本周辺の土壌を攪拌し、かつ所々に穴を掘って炭を入れるなど
空気が通りやすいようにする。

西大滝のエノキ

7月上旬 文化財係撮影



三桜神社のブナ



12月中旬 文化財係撮影

